農地法第４条第１項の規定による許可申請にかかる提出書類

	書類の種類	書類の内容等	提出部数	
			正本	副本
申請書	様式第１－１号 （欄外に許可に係る記載がないもの）	申請者氏名は自署による	各1部	各1部
	様式第１－１号 （欄外に許可に係る記載があるもの）	申請者氏名は自署による		
	様式第１－３号			
	様式第１－４号		各2部	
	様式第１－５号			
通常の添付書類	土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。	各１部	各１部
	土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じて、下記の書類を添付する ◆相続後未登記の場合 ・相続関係図　・戸籍謄本 ・除籍謄本　・相続放棄申述受理謄本等 ◆住所変更後で未登記の場合 ・住民票の写し ◆氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本等		
	住民票の写し	町外者の場合のみ		
	位置図	縮尺1／25,000程度のもの		
	周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 ※申請地及び隣接地の地目（登記・現況地目）・地番・地積・所有者氏名を表示すること		
	公図の写し	下記事項を記入したもの ・次例の証明がなされていること （証明例） この公図写しは、宇都宮地方法務局小山出張所備付け公図を謄写したものに相違ありません。 令和〇年〇月〇日謄写 謄写者　住　所　氏　名　印		
	特定図	申請地の位置を、朱線により特定した測量図面で、申請に係る土地の面積が記載されているもの ※分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの	2部	
	土地利用計画図	縮尺1／500から1／2,000程度とし、開発区域界、施設の配置・形状等が具体的に明らかにされた図面	各1部	
	平面図、立面図	縮尺1／200～1／500程度のもの		
	取水、排水計画図	当該転用事業に関連する取水、排水の計画図 ※開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示する		
	隣接同意書	前提として隣接地所有者等から同意を得ていること。 ※隣接地が農地の場合に限り、同意書の添付を求める		
	水利権者及び漁業権者等の同意書	取水・排水を伴う一般の転用事業は、原則として添付 （例）・排水の放流同意書（第１次放流先） ・土地改良区水路の目的外使用許可 ※転用目的が通常の資材置場、太陽光発電設備等で排水放流がない場合は添付不要		
	所有者又は耕作者の同意書	必要に応じて、下記の書類を添付する ◆所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ◆申請地に係る農地につき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約を証明する書類 ・耕作者の同意		

	書類の種類	書類の内容等	提出部数	
			正本	副本
通常の添付書類	他法令の許認可書の写しまたは許認可の手続き状況を証する書面	当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合は許認可書の写し、申請の手続中の場合は許認可の手続状況等を証する書面	各1部	各1部
	関係機関の議決等（議会、総会等）を証する書面	町、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録写しなど、それを証する書面		
	土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区内にある場合 ※意見を求めた日から３０日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由書		
	事業計画書	事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の手続状況等を明らかにしたもの		
	土地選定経過書 （申請地が第１・２種農地の場合）	申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない理由を、他の候補地を挙げて具体的に説明する		
	土地選定経過図 （申請地が第１・２種農地の場合）	土地選定経過書記載の候補地を明示した位置図		
	資金証明	転用事業を完了させるため必要とする資金の裏付けとなる書類（転用事業に係る見積書も併せて添付） （例）・預金残高証明書（申請前３ヶ月以内のもの） ・融資証明書（申請前３ヶ月以内のもの）		
	申請土地にかかる所有権以外の権利者の抹消同意	所有権移転請求権保全の仮登記、及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、原則として、申請前に権利を抹消することが必要であるが、抹消同意、または転用同意をもって、これに代えることができる。なお、下記の場合は添付不要 ・抵当権等の担保物件の場合 ・行政機関等による差押等で同意の有無が確認できる場合 ・一時転用の場合		
	委任状	代理人に申請手続きを委任する旨の委任状		
	確認書	代理人が、作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨の確認書		

※上記以外にも審査を行う上で必要な書類の添付を求めることがありますので、内容について事前にご相談ください。
※申請前に県・町との事前協議が必要となりますので、事前にご相談ください。

〇添付書類の提出部数は、正副各１部となります。
（申請面積が１０，０００㎡を超えるときは、正本１部、副本２部となります。）

〇申請締切は原則毎月５日、町農業委員会総会での審議は原則毎月２０日となります。
総会での意見決定後、県へ意見書が進達され審議に付されます。

〇申請から許可までは、概ね２ヶ月程度の期間を要します。

〇申請後、農業委員等による現地調査を行いますので、申請者の立会が必要となります。

＜ご注意ください＞

申請予定地の要件により、転用見込みのある農地と見込みのない農地とに分かれます。
転用を計画される際は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

転用目的により必要となる添付書類

転用目的	書類の種類	書類の内容等	提出部数	
			正本	副本
資材置き場等	事業計画書	転用の必要性、土地の選定理由等について、具体的に記載したもの ※製品（商品）置場、残土置場、廃車置場、建設機械置場も対象	各1部	各1部
	決算書等			
	事業経歴書			
	農地転用実績書	過去に資材置き場等を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも直近の過去２回分の許可に係る農地転用実績書 ※今回初めて許可を受ける場合は事業計画書にその旨記載 ※許可の内容（許可年月日・許可番号、所在、許可面積、用途）を記載の上、転用の完了時期および現在の用途・利用者を記載する（許可時と用途・利用者が異なる場合はその理由も記載）		
駐車場	農地転用実績書	過去に駐車場等を目的とした農地転用許可を受けている場合は、少なくとも直近の過去２回分の許可に係る農地転用実績書 ※今回初めて許可を受ける場合は事業計画書にその旨記載 ※許可の内容（許可年月日・許可番号、所在、許可面積、用途）を記載の上、転用の完了時期および現在の用途・利用者を記載する（許可時と用途・利用者が異なる場合はその理由も記載）	各1部	各1部
建売住宅	農地転用実績書 （宅地分譲のみの場合を除く）	過去に建売住宅を目的とした農地転用許可を受けている場合は、前回許可地の農地転用実績書	各1部	各1部
	宅地建物取引業免許証の写し	事業計画書の中で、免許番号、免許の日付の記載があれば、添付不要		
太陽光発電設備	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し（FITの場合）	・再生可能エネルギー発電事業計画の認定について ・申請受付済（承諾済）であることが確認できる書面（マイページのハードコピー）の写し	各1部	各1部
	事業者と新電力小売事業者の間で締結した契約書の写し（Non-Fitの場合）	農地転用許可済みであることが契約の条件など、提出ができないことにやむを得ない事情がある場合は、誓約書や確約書等を提出する		
	電力会社との接続の同意を証する書類の写し	・接続契約のご案内 ・接続に係る規定に関する承諾のご案内 ・接続に係る規定に関する契約書 ・託送供給の承諾のお知らせ ・発電量調整供給契約を締結する見込みを確認できる書類（Non-Fitの場合）		
太陽光発電設備（営農型・一時転用）	営農型発電設備の設計図および下部の農地における営農計画書		各1部	各1部
	営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	・栽培する農作物の収量および品質に関するデータ ※試験研究機関による調査結果等 ・必要な知見を有する者の意見書 ※試験研究機関、普及指導員、設備の製造業者等の意見 ・先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例		
	営農型発電設備の撤去にかかる費用の負担について合意されていることを証する書面	設置者が撤去費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面 ※営農型発電設備を設置するものと下部の農地において営農する者が異なる場合		